

日本児童英語教育学会(JASTEC) 会則

- 第1条 本学会は、日本児童英語教育学会（英名：The Japan Association for the Study of Teaching English to Children: 略称：JASTEC）と称する。
- 第2条 本学会は、本部および本部事務局をおく。また、関東甲信越、中部、関西、中国・四国、および九州・沖縄にそれぞれ支部をおく。本部、本部事務局および各支部の事務局は、日本児童英語教育学会(JASTEC)運営細則（以下、運営細則という）において定める。
- 第3条 本学会は、主として幼児・児童を対象とする英語教育について理論および方法を検討し、あわせて会員相互の研究上の連絡、提携をはかることを目的とする。
- 第4条 本学会はその目的を達成するために、次の事業をおこなう。
幼児・児童を対象とする英語教育についての調査、研究、紹介。
幼児・児童を対象とする英語教育についての研究発表会、講演会、研修会などの開催。
研究紀要および各種出版物の発行。
内外の関係諸団体との資料交換ならびに研究の提携。
その他
- 第5条 本学会は、必要に応じて専門委員会を設けることができる。また、各支部は、必要に応じて研究部会および研究プロジェクト・チームを設けることができる。
- 第6条 本学会の会員は、本学会の趣旨に賛同し、運営細則において定める会費を納入する個人および団体とする。
- 第7条 本学会の会員は、次の4種類とする。
一般会員（個人）
賛助会員（団体または法人）
団体会員（任意のグループ）
学生会員（学部学生に限る）
- 第8条 本学会の会員は各種情報および資料の配布を受け、研究および発表の便宜が与えられる。各種会員の受ける便宜の範囲は、運営細則において定める。
- 第9条 本学会は、次の役員をおく。
会 長 1名 副 会 長 2名
事務局長 1名 理 事 若干名
会計監査 2名 運営委員 若干名
また、必要に応じて顧問、特別顧問および名誉会長を設けることができる。
- 第10条 本学会の役員は、毎年1回以上開催する役員総会で選出し、総会で承認を得る。任期および選任の方法は次の規定に従う。
(1) 理事、会計監査、および運営委員の任期は、いずれも西暦偶数年の4月1日から2年間とする。再任は次の場合を除き、これを妨げない。
新たな任期が始まる時点で満70歳を超えている場合。
理事として連続5期10年の任期が満了した直後の任期にあたる場合。ただし本人が希望し、学会運営において必要な方であると判断した場合、再任を妨げない。
(2) 会長、副会長および事務局長の任期は、いずれも西暦偶数年の4月1日から2年間とし、会長の再任は連続2期4年まで、副会長の再任は連続3期6年まで、事務局長の再任は連続3期6年までとする。また、支部長の再任は連続3期6年までとする。ただし、いずれも1期以上休んだ場合は再任を妨げない。

(3) 会長、副会長、および事務局長の選任は、役員投票による。

(4) 定年を迎えた理事のうち、会長を2期4年、または副会長を3期6年経験し、学会の発展に著しく貢献した方、および、これに準ずる方については、会長の推薦により役員総会の承認を得て、顧問とする。なお、会長を4期8年以上経験し、学会の発展に著しく貢献した方については、会長の推薦により役員総会の承認を得て、特別顧問とする。また、会長を5期10年以上経験し、学会の発展に著しく貢献した方については、会長の推薦により役員総会の承認を得て、名誉会長とする。なお、顧問、特別顧問および名誉会長は役員会にオブザーバーとして出席し、求めに応じて意見を述べる事ができる。なお、顧問、特別顧問および名誉会長については、会費の徴収を行わない。

- 第11条 本学会は毎年1回、定期総会を開催する。総会における議決は、出席会員の過半数の賛成を必要とする。
- 第12条 本学会の経費は、会員の納入金およびその他の助成金による。本学会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。毎年、定期総会において会計報告をおこなう。
- 第13条 本学会の会則は、役員総会の決定によって変更することができる。ただし、総会の承認を必要とする。
- 第14条 本学会の運営に当たっては、運営細則を役員総会において定め、規範とする。
- 第15条 会則は、1980年11月16日をもって発効する(1998年6月13日、一部改正)(2011年6月25日、一部改正)

日本児童英語教育学会(JASTEC) 運営細則

- 第1条 本学会の本部、本部事務局および各支部、各支部事務局は、次の場所におく。
- 【本部】 〒173-8602 東京都板橋区加賀1-18-1 東京家政大学 第一英語教育学研究室内
TEL: 03-3961-5416
E-mail: jinnkoiz@m.nifty.jp
小泉 仁
会計責任者: 松原木乃実
- 【本部事務局】 〒380-8544 長野市西長野6-口 信州大学教育学部 酒井英樹 研究室内
TEL: 026-238-4191
E-mail: sakaih@shinshu-u.ac.jp
酒井英樹
- 【関東甲信越】 支部長: 小泉 仁
〒173-8602 東京都板橋区加賀1-18-1 東京家政大学 第一英語教育学研究室内
TEL: 03-3961-5416
E-mail: jinnkoiz@m.nifty.jp
会計責任者: 幡井理恵

事務局：〒154-8533 東京都世田谷区太子堂 1 - 7 - 57
昭和女子大学附属昭和小学校
TEL: 03-3411-5114 FAX : 03-3411-5356
Email : r-hatai@es.swu.ac.jp
幡井理恵

【中部】 支部長：駒澤利継
事務局：〒506-0056 岐阜県高山市緑ヶ丘 1 - 58
TEL : 0577-32-6734
E-mail : kenjia1026@ybb.ne.jp
新井謙司

【関西】 支部長：國方太司
事務局：〒582-8582 大阪府柏原市旭ヶ丘 4 - 698 - 1 国立大学法人大阪教育大学
英語教育講座 箱崎雄子 研究室内
TEL : 072 - 978 - 3526
E-mail : hakozaki@cc.osaka-kyoiku.ac.jp
箱崎雄子

【中国・四国】 支部長：國本和恵
〒739-8511 東広島市鏡山一丁目 3 - 2 広島大学 兼重昇 研究室内
E-mail: kanesige@hiroshima-u.ac.jp
兼重 昇

【九州・沖縄】 支部長：大城 賢
事務局：〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町千原 1 琉球大学教育学部 大城賢 研究室内
TEL : 098-895-2221
E-mail : koshiro@edu.u-ryukyu.ac.jp
大城 賢

第2条 支部長は、各支部において本学会役員の中から選任する。また、同様に支部事務局の責任者を定めて支部事務局長と呼ぶ。

第3条 各支部の運営に一定の役割を担う会員を研究員に任ずる。研究員は支部役員会に出席することができる。

第4条 本学会には、次の専門委員会を設ける。

国内交流委員会	国際交流委員会
『会員名簿』編集委員会	『研究紀要』編集委員会
JASTEC News 編集委員会	調査研究委員会
大会実行委員会（研究大会のつど、適宜設置する）	
選挙管理委員会（役員選挙を行う役員総会のつど、設置する）	

第5条 本学会の各会員は、次の会費を前納する義務を負う。

一般会員：個人	会費	年額	6,000円
賛助会員：団体または法人	会費	年額	15,000円
団体会員：任意のグループ	会費	年額	10,000円
学生会員：学部学生に限る	会費	年額	4,000円

第6条 本学会の一般会員および学生会員には、次の便宜が与えられる。
総会、研究大会、および研究部会への参加（原則として無償）。

JASTEC News 発行のつど 1 部ずつその無償配布を受けること。
『研究紀要』発行のつど 1 部ずつその無償配布を受けること。
JASTEC News への投稿。ただし、掲載の有無は編集委員会が決定する。
『研究紀要』における論文発表。ただし、掲載の有無は編集委員会が決定する。

第 7 条 本学会の賛助会員には次の便宜が与えられる。
総会、研究大会、および研究部会への参加。ただし、総会の議決権は各賛助会員毎に 1 とし、研究大会および研究部会への参加は、各賛助会員毎に 3 名までを会員とみなす。
JASTEC News 発行のつど 2 部ずつその無償配布を受けること。
『研究紀要』発行のつど 2 部ずつその無償配布を受けること。
JASTEC News への投稿。ただし、掲載の有無は編集委員会が決定する。
『研究紀要』における論文発表。ただし、掲載の有無は編集委員会が決定する。
JASTEC News および『会員名簿』への広告記事の掲載（有償）。ただし、掲載の有無は編集委員会が決定する。
総会、研究大会、研究セミナー等における教材の割引料金での優先的展示（有償）。

第 8 条 本学会の団体会員には次の便宜が与えられる。
総会、研究大会、および研究部会への参加。ただし、総会の議決権は各団体会員毎に 1 とし、研究大会および研究部会への参加は、各団体会員毎に 3 名までを会員とみなす。
JASTEC News 発行のつど 1 部ずつその無償配布を受けること。
『研究紀要』発行のつど 1 部ずつその無償配布を受けること。
JASTEC News への投稿。ただし、掲載の有無は編集委員会が決定する。
『研究紀要』における論文発表。ただし、掲載の有無は編集委員会が決定する。

第 9 条 本学会の『研究紀要』は 1 年度内に 1 回、JASTEC News は 1 年度内に 2 回以上発行する。

以上